

令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員（行政事務補佐員）募集案内

令和8年1月21日

練 馬 区

1 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※ 選考の上、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。

2 勤務場所

練馬区役所本庁舎・石神井庁舎・その他区立施設（勤務場所は敷地内禁煙）

3 職務内容

行政事務に関する事（窓口対応、文書作成、経理事務、福祉・健康の相談業務など）

4 募集人数および応募資格

募集人数	応募資格
若干名	行政事務に関して相当の知識、資格または経験を有する者であること。 (行政実務や福祉相談業務などの経験がある方、または業務にいかせる資格がある方)

※ 地方公務員法第16条等（参考欄参照）に該当する方は、受験できません。

5 勤務条件

報酬額	<u>日額 12,616円</u> （地域手当相当額を含む） ※ 報酬の支給日は、翌月15日です。 ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に伴う交通費相当額（1か月の上限額 55,000円）や、期末手当および勤勉手当の支給があります。
勤務日数	<u>月16日</u>
勤務時間	<u>午前8時00分から午後7時30分のうち、指定された7時間45分</u> <u>※ 基本的な勤務時間は午前8時30分から午後5時15分ですが、</u> <u>勤務場所の業務内容等に応じてシフト勤務となる場合があります。</u> <u>※ 途中1時間の休憩時間があります。</u>
勤務を要しない日	<u>原則として土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日</u> <u>※ 勤務場所によっては土・日・祝日勤務の場合があります。</u>
時間外労働	<u>無し</u>
加入保険	<u>健康保険（有・無）、厚生年金保険（有・無）、雇用保険（有・無）</u>
年次有給休暇	<u>所定の年次有給休暇を付与します。</u>

※ 採用後に勤務場所および職務内容を変更する予定はありません。

6 選考実施日および方法

(1) 第1次選考

実施日 会場	令和8年1月31日（土） 練馬区役所内（予定） ※ 詳細は、受験票でお知らせします。
選考方法	作文（課題式：60分 800字程度）
結果発表	令和8年2月上旬（予定） ※ 全ての受験者に合否結果を通知します。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者を対象に実施します。）

実施日 会場	令和8年2月14日（土） 練馬区役所内（予定） ※ 詳細は、第1次選考合格通知と併せてお知らせします。
選考方法	個別面接
最終結果発表	令和8年3月上旬（予定）

7 受験手続

(1) 申込

申込方法	下記 URL（LoGo フォーム）または右の二次元コードから 練馬区会計年度任用職員（行政事務補佐員）採用選考の申込 ページにアクセスし、画面の指示にしたがって全ての必要項目 を正しく入力して、下記申込受付期間中に申請してください。 【URL（LoGo フォーム）】 https://logoform.jp/form/G2rU/1401565
申込受付期間	令和8年1月21日（水）午前9時から 令和8年1月26日（月）午後5時まで【期間内受付有効】



※ 受付期間中に正常に受付したもの有効とします。この場合、受験の申込みを受け付けた旨のメール（送信完了通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、受付期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止および通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

(2) 受験票の交付

申込時に登録したメールアドレス宛てにメールで別途ご案内しますので、受験票は、選考日当日にスマートフォン端末等で提示、または印刷したものをご提示ください。

※ 令和8年1月29日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、問い合わせ先へ電話で照会してください。

8 個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた個人情報は、採用選考関係のみに使用します。

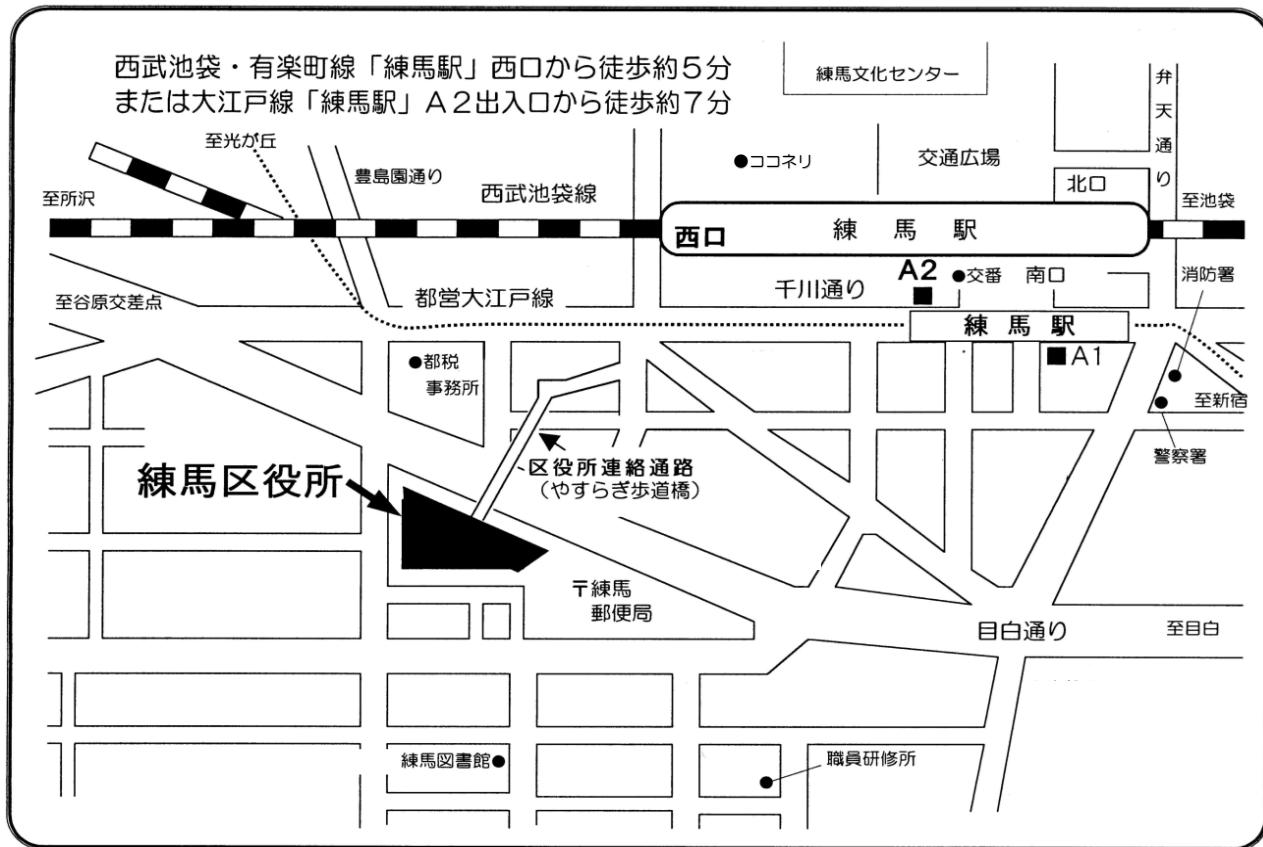
9 問い合わせ先

練馬区人事戦略担当部職員課採用係（練馬区役所本庁舎6階）

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

☎ (03) 5984-4153（直通）

練馬区役所案内図



【参考：地方公務員法第 16 条】

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。